

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年3月3日

【会社名】 株式会社キムラタン

【英訳名】 KIMURATAN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清川 浩志

【本店の所在の場所】 神戸市中央区京町83番地
三宮センチュリービル

【電話番号】 078-806-8234 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 木村 裕輔

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区京町83番地
三宮センチュリービル

【電話番号】 078-806-8234 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 木村 裕輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の取引先である株式会社ビーリンクが、2023年2月3日付で破産手続開始決定を受けたことに伴い、同社に対する債権について、取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第11号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1 債権の取立不能又は取立遅延に関する事項

(1)当該債務者の名称、住所、代表者の氏名、資本金

名称 : 株式会社ビーリンク
住所 : 神戸市中央区琴ノ緒町5丁目7番18号
代表者の氏名 : 代表取締役 萩田真史
資本金 : 60百万円

(2)当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

2023年2月3日付で神戸地方裁判所において、同社について破産手続開始決定がなされたことにより、同社に対する債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じておりますが、当該開始決定通知は当社には送達されておらず、2023年2月21日に当該開始決定書の写しを、本件の破産管財人から当社顧問弁護士を通じて入手したことにより、同社に対する債権の取立不能又は取立遅延のおそれがあると判断したものであります。

(3)当該債務者に対する債権の種類及び金額

敷金返還請求権 39百万円

(4)当該事実が当該提出会社の事業に及ぼす影響

2023年3月期決算において引当処理を行う予定です。他方で、2022年3月期決算において同社との間の賃貸借契約に関し中途解約をする場合を想定した引当処理を行っており、本件が2023年3月期決算に与える影響額は、現時点では未定であります。なお、当社物流倉庫は、2023年1月30日に外部委託先に移転しており、今後の物流業務に関し支障はありません。

2 当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象に関する事項

(1)当該事象の発生年月日

2023年2月21日（破産手続開始決定書の写しの入手日）

(2)当該事象の内容

当社の取引先である株式会社ビーリンクの破産手続開始決定が、2023年2月3日付で神戸地方裁判所においてなされ、2023年2月21日に当該開始決定書の写しを、本件の破産管財人から当社顧問弁護士を通じて入手したことにより、同社に対する債権である敷金返還請求権39百万円の取立不能又は取立遅延のおそれがあると判断したものであります。

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響

2023年3月期決算において引当処理を行う予定です。他方で、2022年3月期決算において同社との間の賃貸借契約に関し中途解約をする場合を想定した引当処理を行っており、本件が2023年3月期決算に与える影響額は、現時点では未定であります。なお、当社物流倉庫は、2023年1月30日に外部委託先に移転しており、今後の物流業務に関し支障はありません。